

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー川越的場新町計画

埼玉県川越市的場新町二十一 七外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

（一）ヤオコーによる住民への説明（七月二十五、二十六日）によれば、おいせ通りからの右折による店舗への出入りを想定し、交通量調査を実施し渋滞には至らないとのことであったが、おいせ通り周辺の道路の交通量が非常に懸念される。店舗予定地の北側、東側、南側は生活道路であり、計画で想定していない周辺道路の交通量が増大すると生活への支障がでることが確実である。また、予定されている公道北側は、路線バスの発着場であり、かつ、消防署緊急車両の出入口にあたり、新たな交差点ができることは危険で渋滞要因となる。車の流れの再調査とともに道路の整備（信号敷設、一時停止設定）、警備員の配置は必須である。荷捌きの時間も通学時間帯に配慮すべき。

（二）工事中の大型車両の周辺道路の通過についても具体的な配慮が同様に必要。
（三）騒音、粉じんについて、まず、工事中の対策を示してもらいたい。IHIによる整地工事は何の説明もなく開始され、騒音・粉じんは窓を開けていないほど、ひどいものだった。同様の事態を今回の工事においても懸念する。具体的な対策をお願いしたい。

（四）開店後の匂い、光害、騒音については、問題が発生すれば対処する旨の説明があったが、そもそも敷地は住宅に隣接しており、伊勢原地区は環境に配慮して造成された住宅地である。問題を想定し、問題が発生しない事前対策を要望する。

二 縦覧期間

平成二十三年八月三十日から平成二十三年九月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

